

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

味の素グループは、うま味を通じて粗食をおいしくし、国民の栄養を改善するという創業の志を受け継ぎ、創業以来一貫した、事業を通じて社会価値と経済価値を共創する取り組みにより成長してきました。この取り組みをASV (Ajinomoto Group Shared Value) と称し、これからも事業を通じて「21世紀の人類社会の課題」である「健康なことからだ」、「食資源」、「地球持続性」に積極的に貢献することで、ASV進化による持続的な成長を目指します。

当社は、ASVの展開を加速し、「確かなグローバル・スペシャリティ・カンパニー」を実現するためには、コーポレート・ガバナンスが重要な経営基盤の一つであるとの認識に立ち、グループ丸となって「味の素グループ行動規範」に基づく行動を実践し、内部統制システムの整備とその適正な運用に継続的に取り組み、ステークホルダーとの対話・連携を通じてコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

(1) 当社は、政策保有株式の保有を段階的に縮減し、必要最小限の保有とします。

保有目的が適切であり保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っている銘柄については引き続き保有しますが、適切ではない、または見合っていない銘柄については売却方法の詳細を決定したうえで売却します。

(2) 政策保有株式は、個別銘柄毎に保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を毎年取締役会で検証し、検証の結果を開示します。2018年度は得意先株式54銘柄、金融機関株式5銘柄、その他株式2銘柄の保有を継続します。

(3) 議決権は、当該企業の長期的な企業価値の向上に資するよう行使します。組織再編などにより、株主価値が大きく毀損される事態や社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

取締役が子会社等(完全子会社を除く)の社長等を兼務し、取引の相手方となって当社と取引をする場合など、取締役の競業取引や利益相反取引については、取引内容を示して取締役会の承認を受けています。

大株主との取引については、以下のURLにおいて開示する味の素グループ行動規範に定める「公正で透明な取引」および「調達に関するグループポリシー」に従い取引を行っています。

味の素グループ行動規範「3. 公正で透明な取引」

<https://www.ajinomoto.com/jp/aboutus/vision/group/business.html>

「調達に関するグループポリシー」

<https://www.ajinomoto.com/jp/aboutus/vision/purchase/>

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社が運用専門性を高めてアセットオーナーとしての機能を発揮できるように、人事面においては年金運用の専門能力・知見を有する者を運用執行理事として任用し、かつ、外部アドバイザーを起用して専門能力・知見を補完するとともに、運営面においては随時、資産運用検討委員会において運用状況のモニタリングを行う等の取り組みを実施しています。

【原則3 - 1】(適切な情報開示と透明性の確保)

(1) 当社の理念および経営ビジョンは、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/aboutus/vision/>

当社の2017 - 2019中期経営計画は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/strategy/managementplan.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 取締役候補者の選定は、役員等指名諮問委員会の答申に基づいています。当社が食品およびアミノサイエンスの分野で広い範囲の事業をグローバルに展開していることから、取締役会全体としてこれらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、各事業、コーポレート機能、研究・開発等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、外部の独立した視点から成長戦略やガバナンスの充実に積極的に意見を述べ、問題提起を行うことができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本としています。取締役候補者および最高経営責任者を含む経営陣幹部の選定については、役員等指名諮問委員会の討議を踏まえ、「ASVを実現する力」を軸とした能力要件を定めました。

役員等指名諮問委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役候補者および最高経営責任者を含む経営陣幹部について、これまでの経験や実績に加え、上記の能力要件を重視した上で、ジェンダーの多様性や国際性のバランスも考慮して選定し、それを取締役会に答申します。取締役会は答申に基づき、取締役候補者および最高経営責任者を含む経営陣幹部を最終決定し選任することとします。

また、取締役候補者および最高経営責任者を含む経営陣幹部の再任にあたっては、役員等指名諮問委員会は、上記能力要件等に加え、業績評価等を反映した実質的な議論を行います。なお、経営陣幹部の解任にあたっては、取締役会が、必要により役員等指名諮問委員会の審議または第三者委員会による調査などを踏まえ、総合的に判断したうえで解任することとします。

以上に加え、役員等指名諮問委員会は、取締役会からの諮問に基づき、最高経営責任者について、将来の候補者の選定を行い、後継者育成計画を策定し、その運用について確認・助言を行います。

監査役候補者の選定は、味の素グループの健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを基本方針として監査役会により行われ、株主総会の監査役選任議案は監査役会の請求により提出されています。

監査役候補者のうち最低1名は、財務および会計に関して相当程度の知見を有する者を含めることとし、社外監査役候補者については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識を有することを基軸に3名を選定することとしています。

また、多様な価値観・考え方を事業運営に反映させることが重要であるとの認識に基づき、現在、当社には女性の取締役1名、執行役員2名、理事4名、また外国人執行役員4名が在任しています。

(5) 取締役の選任理由は、「第139回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第3号議案「取締役9名選任の件」に記載のとおりです。また、「第139回定時株主総会招集ご通知」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/event/meeting/main/018/teaserItems1/0/linkList/0/link/139notice.pdf>

なお、社外取締役の選任理由は、本報告書の「 1. 【取締役関係】会社との関係(2)」にも記載しています。

監査役の選任理由は、「第138回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第2号議案「監査役5名選任の件」および「第140回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第2号議案「監査役1名選任の件」に記載のとおりです。

「第138回定時株主総会招集ご通知」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/event/meeting/main/02/teaserItems1/0/linkList/0/link/138th-notice-J.pdf>

「第140回定時株主総会招集ご通知」は以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/event/meeting/main/0111/teaserItems1/0/linkList/0/link/140notice.pdf>

なお、社外監査役の選任理由は、本報告書の「 1. 【監査役関係】会社との関係(2)」にも記載しています。

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣への委任の範囲の概要)

取締役会は、法令・定款および取締役会規程に定める取締役会の専決とされる重要な業務執行を決定し、それ以外の業務執行の権限を、社規に基づき経営会議、役付執行役員、執行役員の3段階に分類して執行役員に委譲するほか、地域本部の長、業務運営組織の長、子会社の長に委譲しています。なお、権限委譲及び意思決定の手続きにつきましては、「 2. ○業務執行」および「 1. 2. 内部統制システムの整備状況」にも記載があります。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社の社外取締役の独立性基準については、本報告書の「 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

当社は、食品およびアミノサイエンスの分野で、広い範囲の事業をグローバルに展開していることから、取締役会全体としてこれらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、各事業、コーポレート機能、研究・開発等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、外部の独立した視点から成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べ、問題提起を行うことができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本としています。

現在、取締役会は、独立役員である社外取締役3名(うち、女性1名)を含む9名で構成されています。

なお、取締役会の構成におけるジェンダーや国際性を含む多様性については、本報告書の「 1. 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】適切な情報開示と透明性の確保(4)」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役、監査役の兼任状況)

取締役および監査役の重要な兼職状況は、「第140期有価証券報告書」の5.【役員の状況】の略歴欄に記載しています。

「第140期有価証券報告書」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/library/securities.html>

なお、社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況は、本報告書の「 1. 【取締役関係】会社との関係(2)および【監査役関係】会社との関係(2)」にも記載しています。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性自己評価)

(1) 実施方法

2018年3月から5月にかけて、全取締役・監査役を対象に無記名アンケートを実施し、弁護士による回答結果の分析を踏まえ、取締役会で議論し、取締役会の実効性を評価しました。

(2) 取締役会の実効性評価の結果

2017年度についての取締役会の実効性に関する自己評価アンケートでは、取締役会の実効性について概ね高い評価であり、2016年度の結果に比べても、より高評価となっています。2016年度のアンケート結果では、過去に取締役会が決議した事項に関するフォロー、フィードバックや資料配布時期の早期化等、について課題が指摘されたことを踏まえ、この1年間、当社が取締役会の実効性を高めるための改革を更に進めてきた成果であると考えます。とりわけ、以下の5点について2016年度より改善が見られました。

- 1) 議題の選定に基準が設けられ、適切に上程されるようになった
- 2) 過去に取締役会が決議した事項に関する定期的な報告がなされるようになった
- 3) 資料の配布時期が早まった
- 4) 資料の内容が整理・充実した
- 5) 取締役の員数が適切になった

一方で、以下のような改善すべきポイントが残っていると認識しました。

- 1) 諮問機関の検討プロセスの取締役会への十分な情報提供
- 2) 重要事項の審議の充実
- 3) 社内取締役の発言数の増加
- 4) 今後の役員構成方針の検討

(3) 今後の課題への対応

2018年度においては、2017年度の取り組みを継続して推進するとともに、今回の実効性評価を踏まえ、取締役会で議論を行った結果、以下の取り組みを一層推進していくことにしました。

- 1) 諮問委員会における審議過程についての取締役会におけるより丁寧な報告の実施
- 2) 重要事項に関する審議時間を確保する施策の実施および時間外の意見交換の機会の拡充
- 3) 議論の更なる活発化のため、社内取締役の発言の確保に向けた取り組みの継続的検討の実施
- 4) 役員等指名諮問委員会において、社内外役員の要件確立および基準設定の実施

また、当社取締役会の実効性評価概要については、以下URLにおいて開示しています。

https://www.ajinomoto.com/jp/ir/strategy/corp_gov/main/00/teaserItems1/0/linkList/01/link/2017_evaluation_J.pdf

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役、監査役のトレーニング方針)

社内出身の取締役には、会社が自己研鑽に必要な支援を行います。また、毎年、外部の有識者を招いて意見交換を行うほか、取締役・執行役員全員参加の役員研修を行い、経営テーマについて発表を行い、経営課題を共有し、その解決に取り組むこととしています。

社内出身の監査役は、外部セミナーを受講する等により、監査役としての心得の他、必要に応じ、監査手法、会社法等の関係法令および会計監査に必要な財務会計の知識等を習得しています。また、取締役会、経営会議その他の重要会議への出席、グループ内の監査役との定期的な連絡会の開催を通じて必要な情報を入手し、監査能力の向上に努めています。

社外取締役および社外監査役には、当社グループについての更なる理解を得るため、当社各部門から事業・業務内容等の説明を行い、主要事業所を視察する機会を設けています。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。

- (1) IR担当経営会議主務者を株主との対話全般についての統括責任者とし、経営企画部長、広報部長、法務部長、財務・経理部長およびグローバル財務部IRグループ長がこれを補佐しています。
- (2) 公表が必要な案件を漏れなく、遅滞なく発表できるよう、経営企画、広報、IRの各担当者が月1回、情報連絡会議を開催し、今後の予定や発表準備の状況などを共有しています。
- (3) 決算説明会、中期経営計画説明会、その他適時開示事項の説明会などを開催しています。
- (4) グローバル財務部IRグループは、株主のみならず機関投資家などとも対話を行い、これらにより把握した株主・機関投資家らの意見や懸念などを纏め、これを月次報告として経営陣幹部や経営企画、広報の担当者と共有しています。
- (5) 株主らとの対話に関わる担当者に対し、インサイダー情報の管理に関する教育を実施しています。また、役職員が重要な未公表情報に該当する案件に関与する場合は、案件毎に、会社と当該個人が秘密保持契約を事前に締結しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	52,135,800	9.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	28,163,400	4.95
第一生命保険株式会社	26,199,500	4.61
日本生命保険相互会社	25,706,886	4.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,149,348	3.54
明治安田生命保険相互会社	12,624,505	2.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,548,750	2.03
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	11,364,330	2.00
株式会社みずほ銀行	10,045,897	1.77
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	9,239,494	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

○ 大株主の状況

1. 2017年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、第一生命保険株式会社が2017年5月31日現在で以下のとおり株券等を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合】

第一生命保険株式会社/28,597千株/5.00%

2. 2017年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者他9名が2017年6月15日現在でそれぞれ以下のとおり株券等を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実

質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
【氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合】
ブラックロック・ジャパン株式会社他9名/42,316千株/7.40%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橘・フクシマ・咲江	他の会社の出身者											
齋藤 泰雄	その他								○			
名和 高司	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橘・フクシマ・咲江	○	(重要な兼職の状況) G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長 J.フロント リテイリング株式会社社外取締役 ウシオ電機株式会社社外取締役	グローバルな視野をもつ人材に関する高い見識および国際的な企業経営に関する深い知識、経験を有しており、また、著名上場企業の社外取締役としての経験から、当社の経営全般について客観的な視点から様々なご指導をいただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。

齋藤 泰雄	○	齋藤泰雄氏が副会長を務める公益財団法人日本オリンピック委員会と当社の間には、味の素ナショナルトレーニングセンターの使用に関する契約に基づく取引等がありますが、2018年3月期における当社からの同財団法人への支払額は、同財団法人の2018年3月期の売上高の0.5%未満であり、また、2018年3月における同財団法人から当社への支払額は、当社の2018年3月期連結売上高の0.01%未満であるため、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、同氏が業務執行理事でない理事を務める公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と当社の間には、東京2020オフィシャルパートナーシッププログラム契約に基づく取引がありますが、同財団法人の2018年3月期の売上高の2%未満であるため、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。 (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本オリンピック委員会副会長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事	外交官として培った豊かな国際経験と深い知識を当社の経営に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。
名和 高司	○	(重要な兼職の状況) 一橋大学大学院経営管理研究科教授 株式会社ジェネシスパートナーズ代表取締役 NECキャピタルソリューション株式会社社外取締役 株式会社ファーストリテイリング社外取締役 株式会社デンソー社外取締役	大学院の経営管理研究科教授として深い知見および外資系コンサルティング会社等における豊富な実務経験から培った国際企業経営に関する高い見識を有し、独立、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員等指名諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員等報酬諮問委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役

補足説明

役員等指名諮問委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役候補者の指名案、取締役会長および取締役社長の選定案、ならびに代表取締役の選任案を審議し、その結果を取締役に答申しています

役員等報酬諮問委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役、執行役員等の報酬案を審議し、結果を取締役に答申しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期決算・年度末決算の監査について定期的に打合せを実施し、情報交換を行っています。また、両者は、年度初めに双方の監査計画についてすり合わせを実施し、年度末には実地たな卸しに立会いを行います。その他必要に応じ、両者間において随時打合せを実施しています。

監査役と内部監査部門（監査部）は、四半期ごとに定期的な打合せを実施し、監査部の監査結果の報告を受け意見交換を実施しています。また、監査役は、年度初めに監査部の監査計画の概要説明を受け、また、監査部に対しては、監査役監査計画の説明を行っています。他に必要に応じ、両者間において随時打合せ、意見交換を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土岐 敦司	弁護士													
村上 洋	他の会社の出身者													
天野 秀樹	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土岐 敦司	○	(重要な兼職の状況) 成和明哲法律事務所パートナー（弁護士） 株式会社丸山製作所社外取締役・監査等委員 ジオスター株式会社社外取締役	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、特に会社法に関する深い知見を社外監査役としての職務の遂行に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。
村上 洋	○	(重要な兼職の状況) 上智大学グローバル教育センター客員教授	国内外での企業経営に関する豊富な経験および法務部門長としての知見を有しており、それらを社外監査役としての職務の遂行に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。
天野 秀樹	○	(重要な兼職の状況) 公認会計士 トッパン・フォームズ株式会社社外取締役 花王株式会社社外監査役	公認会計士としての専門的な知識と国内・海外での豊富な経験を有しており、その財務・会計に関する知見を社外監査役としての職務の遂行に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社における社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (4) 最近1年間に於いて、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
- (5) 次の1から3までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)(二親等内の親族)
 1. (1)から(4)までに掲げる者
 2. 当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)
 3. 最近1年間に於いて、2または当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得ていることをいうこととしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役の報酬は、月額報酬、短期業績連動報酬および中期業績連動型株式報酬により構成されています。短期業績連動報酬は、1事業年度の全社業績評価と部門別業績評価により決定されます。全社業績評価は、売上高、事業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益および親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)(いずれも連結ベース)を評価指標としています。部門別業績は、社内業績制度に基づきます。中期業績連動型株式報酬は、当社が設定した信託期間を3年間とする株式交付信託(以下、「信託」という。)に22億円を上限として金銭を拠出し、信託が拠出された金銭で110万株を上限に当社株式を取得し、2017年4月1日から開始する3事業年度の中期経営計画期間終了後、中期経営計画期間の最終事業年度の業績評価に応じて、信託から当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を給付するものです。業績評価は、事業利益および資産合計事業利益率(ROA)(いずれも連結ベース)を評価指標としています。中期業績連動型株式報酬が支給される事業年度では、社外取締役を除く取締役の報酬のうち、短期業績連動報酬および中期業績連動型株式報酬(信託への拠出時の金銭価値換算)の占める割合は、最低の0%から最高の約70%の間で変動します。また、社外取締役を除く取締役は、月額報酬の約2%を役員持株会への拠出にあてることにより、中長期的な株価動向が取締役の報酬額に連動する仕組みとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

第140期に係る取締役の報酬等の総額は、取締役(社外取締役を除く)10名に対し532百万円(月額報酬324百万円、短期業績連動報酬208百万円)、社外取締役3名に対し43百万円(月額報酬43百万円のみ)となっています。

(注)

1. 支給人員には、第140期中に退任した取締役(社外取締役を除く)4名が含まれています。
2. 上記の総額には、第140期中に計上した取締役に対する役員賞与と引当金繰入額が含まれています。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第129回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役の報酬につき年額12億円以内(使用人兼務取締役の使用人給与を含まない)、社外取締役の報酬につき年額5,000万円以内と決議されています。

4. 2017年6月27日開催の第139回定時株主総会において、22億円を上限とする金銭を株式交付信託に拠出し、3年の信託期間終了時に2017-2019(for 2020)中期経営計画の目標達成度に応じて、中期業績連動型株式報酬を支給することが決議されています。なお、支給の対象は取締役(社外取締役を除く)、執行役員および理事であり、これらの者に付与する当社株式の総数は、110万株を上限としています。

取締役の報酬に関する情報は、ホームページに次の書類を掲載して開示しています。

1. 有価証券報告書
2. 株主総会招集通知(添付書類の事業報告)

報酬等の額が1億円以上の役員については、有価証券報告書においてその額を開示しています。第140期の個別開示状況は次のとおりです。

取締役会長 伊藤雅俊 報酬等の総額:104百万円(うち月額報酬60百万円、業績連動報酬43百万円)
取締役社長 西井孝明 報酬等の総額:130百万円(うち月額報酬76百万円、業績連動報酬53百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役会は、3名の社外取締役を含む4名の取締役および1名の役付執行役員により構成される役員等報酬諮問委員会に報酬額の基準や業績連動報酬の基準となる会社業績の評価等を諮問し、同委員会から審議結果の答申を受け、取締役の報酬額を決定しています。
2017年6月27日開催の第139回定時株主総会において、社外取締役を除く(取締役、執行役員および理事(以下、合わせて「役員等」という。))の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、役員等に対する中期業績連動型株式報酬制度の導入が決議されました。また、かかる制度の導入に合わせて、業績連動報酬の割合を高める報酬制度の見直しを行いました。これにより、業績目標の標準達成時における役員等の総報酬に占める短期と中期を合わせた業績連動報酬の割合を、年換算で約35%から約50%に高めました。
短期業績連動報酬および中期業績連動型株式報酬の評価指標は、「1.【インセンティブ関係】取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況の該当項目に関する補足説明」に記載のとおりです。
社外取締役の報酬については、月額報酬のみとし、取締役会は、役員等報酬諮問委員会の答申に基づき、個別に報酬額を決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営企画部が取締役会の事務局として、決議事項、報告事項の事前説明を行い、職務執行の全般をサポートするほか、秘書部が社外取締役と他の取締役等との連絡調整にあたっています。
社外監査役に対しては、監査役会において取締役会議案の事前審査を行い、重要案件については、担当する取締役および経営会議に出席した監査役からの説明のほか、監査役の職務を補助する専任スタッフが社外監査役の職務執行の全般をサポートし、社外監査役と他の監査役および取締役等との連絡調整にあたっています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
山口 範雄	特別顧問	経済団体等の社外活動(経営非関与)	【勤務形態】非常勤 【報酬】有り	2015/6/26	2019年6月30日まで
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			1名		

その他の事項

山口範雄は、2015年6月26日に取締役会長を退任しています。
2012年2月以降は、相談役制度の運用を実質的に廃止しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 経営・監査・監督
取締役会は、社外取締役3名を含む9名の取締役により、経営の最高意思決定機関として、法令および定款に定める事項その他の重要事項を決定し、取締役および執行役員の職務執行を監督しています。取締役の員数は、定款の定めにより15名以内としています。
取締役会は、3名の社外取締役を含む4名の取締役により構成される役員等指名諮問委員会の答申を受け、取締役候補者、役付取締役および代表取締役を決定し、3名の社外取締役を含む4名の取締役および1名の役付執行役員により構成される役員等報酬諮問委員会の答申を受け、取締役、執行役員等の報酬を決定しています。
監査役は、3名の社外監査役を含む5名の監査役により監査を実施しています。
監査役会は、取締役会の議題についての事前審査、各監査役の活動状況・活動結果の共有、意見交換を行っています。
監査部は、内部監査規程および監査計画に従い、業務運営組織に対して業務監査を、関係会社に対して経営監査・業務監査を実施しています。

当社の経営の健全性とコーポレート・ガバナンス維持・向上を図るため、取締役会の任意委員会として、3名の社外取締役を含む5名の取締役および1名の社外監査役で構成するコーポレート・ガバナンス委員会を置いています。この委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針、コーポレート・ガバナンス体制の構築、整備および運用に関する重要事項、取締役会の構成、取締役会の運営、実効性等についての評価方法のあり方等のコーポレート・ガバナンスに関する事項につき、取締役会の諮問を受け、その結果を取締役に答申しています。

○業務執行

当社は、取締役が経営の意思決定を、執行役員が業務執行を担うことにより、経営と執行を分離する執行役員制を採用しています。

取締役社長は、最高経営責任者として、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括しています。他の常勤の取締役も、取締役会長を除き、執行役員を兼任しています。執行役員は、取締役会の授権に基づき、分担して会社の業務を執行しています。

経営会議は、取締役たる役付執行役員(最高経営責任者(取締役社長)を含みます。)の全員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員により構成され、会社の経営に関する基本的方針について協議し、会社の業務執行に関する重要事項を決定しています。

業務運営組織は、グローバルコーポレート本部、コーポレートサービス本部、および食品事業本部およびアミノサイエンス事業本部に区分されており、各業務運営組織は、担当執行役員の指揮監督を受け、所管する業務を処理しています。経営会議の構成員は、担当する組織の業務の執行を統括しています。

また、当社グループにおける意思決定手続きに関する社内規程は、当社グループ内の各業務運営組織(グループ会社を含みます。)を、その果たすべき役割の観点から「統率するHQ(Headquarter)」と「任される現場」とに分類したうえで、決裁基準を明確化しています。当社は、これにより前者の統括機能を強化するとともに、後者への権限委譲を一層進め、当社グループ全体における業務の適正化、意思決定の迅速化および効率的な組織運営を目指しています。これらにつきましては「 1. 2. 内部統制システムの整備状況」に関連する記載があります。

○内部統制・リスク管理

当社は、次の委員会を設置し、内部統制・リスク管理の強化に取り組んでいます。

企業行動委員会は、味の素グループ行動規範を周知徹底し、同規範に則った経営、企業活動が行われているかをチェックし、課題への対策を実施するほか、全社経営レベル以外のリスクおよび顕在化した危機に対応するため、マニュアル類を整備し、業務運営組織に事業継続計画を作成させ、危機管理訓練等により準備状況の把握・点検を行っています。

経営リスク委員会は、グローバル展開を加速する味の素グループが直面する様々なリスクの中から、会社経営レベルのリスクを選定・抽出し、その対応策を策定しています。

投融資・事業審査委員会は、経営会議の審議に先立ち、投融資の内容、不採算事業の再生、不採算事業からの撤退について多面的な検討を実施しています。

企業提携等審議会は、経営会議の審議に先立ち、M & Aの実施について多面的な検討を実施しています。

なお、2017年7月1日より、以下の3つの会議体が正式会議体として設けられました。

- 1) 経営基盤検討会: 味の素グループにおける経営基盤に関わる課題について検討し、企画・立案すること事を目的とします。
- 2) 事業ポートフォリオ会議: 味の素グループ全体における資源配分の基本方針を策定するために、現状を共有し、中長期視点での方向性を論議し、企画・立案することを目的とします。
- 3) M&A戦略会議: 味の素グループにおけるM&Aに関し、現状を共有し、方向性を論議し、これに基づき企画・立案することを目的とします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、3名の社外取締役を含む9名の取締役により構成される取締役会が、重要な業務執行の意思決定と取締役および執行役員の職務執行を監督し、社外監査役3名を含む5名の監査役が業務執行者からの独立性を確保し、会計監査人および内部監査部門と連携して取締役の職務執行を監査する、二重のチェック体制により業務の適正が確保されと考え、現在の監査役会設置会社の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2001年から開催日の3週間以前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算作業、会計監査人および監査役の監査に必要な時間を考慮して決算日程を作成し、多数の株主出席に対応できる株主総会会場の確保を考慮して開催日を決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の株主総会からインターネットによる議決権行使の機会を提供しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	東京証券取引所の議決権電子行使プラットフォームに参加し、非居住者投資家や機関投資家が適確に議決権行使をできる環境を提供しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、ホームページに開示しています。今年度は招集通知の発送日の5日前に当社ホームページ上に英文の招集通知を開示しました。
その他	当社は株主の利便に資するため、インターネットによる議決権行使の機会を提供しています。2015年から招集通知発送日前に当社ホームページ上で招集通知を開示し、株主様の議決権の行使に十分な検討期間を確保していただけるようにしています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	金融商品取引法、その他の法令および当社の有価証券を上場している金融商品取引所の定める適時開示規則に沿った情報開示の実施、また開示事項に該当しない情報であっても、投資家の投資判断に影響を与えると思われる情報を重要な会社情報とし、迅速かつ公正な情報開示に努める旨、ディスクロージャーポリシーとして定め、ホームページ上で公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および本決算時に開催し、社長・財務担当役員が説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに有価証券報告書、株主通信、統合報告書、インベスターズガイド、ファクトシート、知的財産報告書、コーポレートガバナンス報告書、取締役会の実効性評価概要、決算情報、株主総会の招集通知、各種プレスリリースなどを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グローバル財務部内にIRグループを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「味の素グループ行動規範」において、お客様、コミュニティ、株主・投資家、ビジネスパートナー、従業員などそれぞれのステークホルダーの立場の尊重について規定しています。具体的には、お客様に対しては安全で高品質な商品・サービスを提供し、コミュニティに対しては事業活動を通じた社会貢献を行うとともに地域文化を尊重し、株主・投資家に対しては適切な情報開示を進めるとともに持続的な企業価値増大を図ることで期待に応え、ビジネスパートナーに対しては公正で透明な取引をお約束しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	味の素グループは、創業以来、事業を通じて社会課題の解決に取り組み、社会・地域と共有する価値を創造することで経済価値を向上し、成長につなげるべく取り組んでいます。各部門において社会・環境貢献を目標化、2017-2019中期経営計画では非財務目標を設定し、数値化を目指しながらPDCA管理を進めています。特に2017年度より、味の素グループ・環境中長期計画を開始し、重要な環境課題として、温室効果ガスの削減、フードロスの削減、食資源の確保と生態系・生物多様性を含む自然環境の保全、水資源の保全、廃棄物の3R、この5項目を選定し、目標管理しています。また「環境に関するグループポリシー」、「環境規程」に基づくISO14001を骨格とする環境マネジメントシステム、および「品質に関するグループポリシー」、「品質保証規程」に基づくISO9001を骨格とする「味の素品質保証システム」を全社で構築、運用しています。これらのCSR活動については、「統合報告書」および「サステナビリティデータブック」に主な活動内容を記載し、ウェブサイト等を通じて情報公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「味の素グループ行動規範」において、お客様、コミュニティ、株主・投資家、ビジネスパートナー、従業員などのステークホルダーに対し、それぞれ適切な情報提供、情報管理を行うことについて基本方針を定めています。 また、2016年から財務・非財務情報を集約しストーリー化した「統合報告書」を発行し、それに紐づく「サステナビリティデータブック」、「インベスターズ・ガイド」、「中期経営計画」、「有価証券報告書」、および当該「コーポレート・ガバナンス報告書」等の報告書により、味の素グループの取組みを報告するとともに、フォーラム、ダイアログ等によりステークホルダーとの対話を推進しています。
その他	働き方の変革では、2017年4月から味の素(株)において1日の就業時間を従前の7時間35分から7時間15分に短縮し、始業時刻を8時45分から8時15分へ、終業時間を17時20分から16時30分に変更致しました。また先行して、時間単位有給休暇制度、コアタイムの無いフレックスタイム制、在宅やサテライト・オフィスでのテレワーク勤務等の導入を行ってきました。その結果、2017年度は総労働時間を3%削減できました。このような取組みにより、従業員一人一人の多様なライフスタイルと業務の両立を容易にし、新たな活力を生むための環境を整備しています。また、従業員等の健康管理を経営的な視点で、戦略的に取り組んでいる企業として、経済産業省および東京証券取引所より「健康経営銘柄2018」、「なでしこ銘柄2018」に、また、同省より「健康経営優良法人(ホワイト500)2018」に選ばれています。 さらに、人財の多様性が企業成長の活力に繋がるように、通常の配置に加えて、特定職務への公募制度やグループ横断研修などの取組みを進めています。2017年3月末において、海外法人における外国人役員比率は約41.0%、女性基幹職比率は味の素(株)で約7.6%、グループ全体で約19%となっています。また、2016年秋に、障がい者雇用に特化した味の素みらい(株)を設立しました。能力開発視点に立った活躍の場の積極的拡大や、働きやすく、社会や会社への貢献を実感できる働きがいのある会社を目指しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、経営の重要課題と位置づけ、内部統制システムの整備・充実に取り組んでいます。内部統制システムの運用状況とその有効性の検証として、企業行動委員会、経営リスク委員会、監査部監査、グローバルガバナンスに関する規程他の関連規程の運用状況や活動状況を検証し、課題、問題点について適切に対処され、継続的な改善がなされているかを確認し、その検証結果は取締役会に報告されています。

2. 内部統制システムの整備状況

当社取締役会において決議した内部統制システムに関する基本方針は、次のとおりです。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 経営に精通し、独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する複数の独立社外取締役を選任し、取締役会の監督機能を高め、かつ業務執行に係る意思決定をより適正なものとする。
- 2) 取締役会の任意委員会として、委員の過半数を社外取締役で構成する役員等指名諮問委員会および役員等報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名および取締役・執行役員等の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。
- 3) 委員の半数以上を社外取締役および社外監査役で構成するコーポレート・ガバナンス委員会を設置し、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図る。
- 4) 最高経営責任者が指名する経営会議の構成員を委員長とする企業行動委員会を設置して、コンプライアンスの観点から経営活動のチェックを行い、味の素グループ各社における味の素グループ行動規範の浸透活動に対する支援と総括を含め、味の素グループ行動規範の周知徹底を図る。
- 5) 企業行動委員会は、教育・研修等の活動の継続的な実施を通じて、コンプライアンス意識の向上および味の素グループ行動規範の浸透を図り、風通しの良い企業風土を醸成する。
- 6) 企業行動委員会の事務局に通報窓口を設置する。事務局は通報に速やかに対処し、その結果を企業行動委員会に報告し、問題の再発防止につなげる。
- 7) 監査部は、業務運営組織およびグループ会社に対して業務監査を実施し、その結果を取締役社長に報告し、監査対象組織に対して指摘事項への是正を求め、実施状況を点検する。また、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を取締役社長に報告するとともに、評価対象組織等に通知し、不備がある場合はその是正を指示する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、意思決定書類、各種会議の議事録等の文書および電磁的記録は、法令および社規に従い保存し、管理する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営リスク委員会を設置し、グローバル展開を加速する味の素グループが直面する様々なリスクの中から、全社経営レベルのリスクを選定・抽出し、その対応策を策定する。
- 2) 企業行動委員会は、全社経営レベルのリスク以外のリスクおよび顕在化した危機に迅速かつ適切に対応するため、マニュアル類を整備し、業務運営組織に事業継続計画を作成させ、危機管理訓練等により準備状況の把握・点検を行う。
- 3) 危機が発生した場合は、関係組織に対策本部等を設置し、人命を最優先して、味の素グループの損失を極小化するように努める。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、原則として月1回開催し、法令および定款ならびに「取締役会規程」等に定める重要な事項を審議、決定し、取締役および執行役員の職務の執行を監督する。
- 2) 取締役たる役付執行役員の全員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員を構成員とする経営会議は、原則として月3回開催し、「グローバルガバナンスに関する規程」に定める当社および当社グループに関する重要事項を審議し、決定する。
- 3) 社規の整備、運用および見直しにより、取締役会、経営会議、執行役員および特定のグループ会社の意思決定範囲を明確にし、権限委譲をすすめる。
- 4) 取締役会および経営会議の効率的な運営を図るため、取締役会および経営会議に提出する資料は、電子ファイルとする。

(5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制

1) グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
業務運営組織は、「グローバルガバナンスに関する規程」に従い担当するグループ会社を監督する責任を負い、グループ会社の取締役の業務の執行に関して報告を求め、重要事項について当社の執行役員、経営会議または取締役会の意思決定を受ける。

2) グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) グループ会社に対して、その事業内容、経営環境等に応じて、グループ共通社規と同旨の社規を施行させる。
- (b) グループ会社に危機が発生した場合は、必要に応じて対策本部等を設置し、味の素グループの損失を極小化するように支援を行う。

3) グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) グループ会社の監督に係る基本方針を明確にし、グループ会社に対して、グループ共通社規と同旨の社規を施行させ、当該社規が実効性あるものとして運用されるよう、必要な指導および支援を行う。
 - (b) 特定のグループ会社に対しては、「グローバルガバナンスに関する規程」に従い適切な権限委譲を行う。
- 4) グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (a) 味の素グループ行動規範を施行させ、グループ会社の役員・使用人等に対して、法令および行動規範の遵守を徹底させる。
 - (b) 当社の企業行動委員会の事務局に設置する通報窓口をグループ会社の役員・使用人等も利用できることを周知徹底する。
 - (c) 当社の監査部は、グループ会社に対して経営監査・業務監査を実施し、財務報告に係る内部統制の評価を実施する。
 - (d) 重要なグループ会社については、監査機能を強化するため、会社法上の大会社に該当しない場合でも常勤の監査役を設置する。

(6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (a) 監査役との協議に基づき、監査役の職務を補助するのに必要なスタッフを配置する。

(b) 監査役スタッフは、監査役会の直轄下に専任スタッフとして配置し、当該スタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査役の同意を得るものとする。取締役からの独立性を高め、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保する。

2) 監査役への報告に関する体制

(a) 取締役は、当社またはグループ会社に著しい損失を与えるおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

(b) 使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人は、監査役からの定期・不特定の報告聴取に応じるほか、当社またはグループ会社に著しい損失を与えるおそれのある事実を発見し、かつ緊急の場合には、直接監査役に当該事実を報告することができる。

(c) (a) または (b) の報告をしたものは、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないものとし、グループ会社においてもこれを徹底させる。

3) 監査費用の処理に係る方針

(a) 当社は、監査役職務の執行に必要な費用(必要な弁護士等外部専門家への意見聴取に係る費用等も含む)を負担する。

(b) 上記(a)の費用は、年度予算を設けこれに基づき発生した費用を支払うことを原則とするが、予算外で緊急または追加が必要となった費用についても当該支払いの処理を行うものとする。

4) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役は、監査役が業務運営組織で行われる重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、議事録を提出する等、監査役職務執行に必要な協力をする。

(b) 取締役社長その他の取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、当社およびグループ会社における遵法およびリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力と取引関係を持つことや反社会的勢力からの不当要求に屈することは、反社会的勢力の存続や勢力拡大の下支えにつながり、企業内への反社会的勢力の浸透や被害の拡大を招くとの認識のもと、警察・弁護士等の外部専門機関の指導・支援を仰ぎながら

(1) 反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、

(2) 反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不当要求を拒否すること、

(3) 関係団体と連携し、反社会的勢力の排除に取り組むことを基本原則として、「味の素グループ行動規範」を通じて内外に示している。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 反社会的勢力対応統括部署である総務・リスク管理部および各事業所の反社会的勢力対応部署である総務部門が中心となり、必要に応じて警察当局の指導を仰ぎながら、各業務運営組織・関係会社と連携して、反社会的勢力と一切の関係を持たないよう、リスクマネジメントの一環として取り組んでいる。

(2) 商品クレーム対応時等における不当な要求に対しては、対応窓口だけに任せず、いつでも総務・リスク管理部、法務部等の組織が連携し、弁護士や警察当局の指導・支援を仰ぎながら対応できる体制を整えている。

(3) 取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに取引を解消することを最優先事項とし、取引解消によるダメージを最小限に抑えるよう契約書に暴力団排除条項を設ける取り組みをすすめている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、社規として「情報セキュリティ規程」を定めています。この規程は、情報に関する当社の基本方針を示し、情報の取扱いの基本ルールを定めることにより、情報の漏洩、不正使用等の防止および個人情報の取扱いの適正化の実現を目的とするものとなっています。特に、会社情報の開示に関しては、同規程の細則として「会社情報の開示に関する細則」に定めを置き、経営理念・業績・将来性その他当社および当社グループに関する会社情報を適宜に開示し、投資家等から当社への信頼および正当な評価を得るべく努めています。会社情報の適時開示に係る社内体制に関しては、同細則において、以下のとおり定め、運用しています。

1. 会社情報開示の基本原則

当社における会社情報の開示は、次の基本原則に従って行っています。

- ・適時な情報開示
- ・適切な情報開示
- ・正確な情報開示
- ・公平な情報開示
- ・自発的な情報開示
- ・継続的な情報開示

2. 社内体制

当社役職員は、「会社情報の開示に関する細則」を理解し、関係法令および当社社規示達を遵守し、基本原則に従って会社情報の開示がなされるよう努めています。

(1) 情報開示担当者の設置

会社情報の開示責任者として、情報開示担当者を設置しています。

1) 情報開示担当者

取締役たる役付執行役員(最高経営責任者(取締役社長)を含みます。)の全員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員(経営会議メンバー)、経営企画部長、財務・経理部長、法務部長、広報部長、グローバル財務部長がグローバル財務部におけるIR関連業務の責任者として指名する基幹職1名

2) 情報開示担当者の役割

情報開示担当者は、会社情報の適時開示を責任を持って遂行する役割を担っています。

・公表すべき重要な会社情報および重要な未公開の会社情報の判断を行い、公開にあたっては、公表内容の決定等を行うと同時に、経営会議や取締役会への報告を行い、また必要に応じてその承認を得ています。

・公表済み会社情報に係る訂正や状況変化に伴う追加情報の開示など、会社情報の開示状況の監視・監督を行います。

・投資家の投資判断に影響を及ぼすおそれのある風説への対応策の決定などを行います。

(2) 情報連絡担当者の設置

会社情報の提供および開示につき情報開示担当者に協力するため、所要組織に情報連絡担当者を置いています。

情報連絡担当者の役割情報開示担当者に対して、担当組織における会社情報を適時・適切に提供することにより、会社情報の適時開示を促進します。

- ・担当組織内からの会社情報の収集および開示内容に関する情報開示担当者との調整
- ・未公開の重要情報またはそのおそれのある事実の発生時の情報開示担当者への連絡
- ・その他、情報開示担当者から会社情報の開示について指示または協力要請を受けた場合

なお、重要な未公開会社情報については、「内部者取引防止に関する規程」(社規)においてその取扱いを定めています。

同規程は、役職員が、その業務に関して取得する情報の管理等について必要な基本事項を定め、内部者取引を未然に防止し、適切な会社情報の公表を以て企業としての社会的責任を果たすことを目的としています。

会社情報の開示に係る社内規程等	
情報セキユリティ規程	情報に関する当社の基本方針を示し、情報の取扱い基本ルールを定めることにより、情報の漏洩、不正使用等の防止および個人情報情報の取扱いの適正化の実現を図る
会社情報の開示に関する細則	経営理念、業績、将来性その他当社に関する会社情報を適宜開示し、以て投資家から当社への信頼および正当な評価を得ることを目的とする
内部者取引防止に関する規程	役員が、その業務に関して取得する情報の管理等について必要な基本事項を定め、内部者取引を未然に防止し、適切な会社情報の公表を以て企業としての社会的責任を果たす